

各種福祉手当の更新手続きについて

【申請などのお問い合わせ先】
 南部町福祉事務所 TEL6655522

特別障害者手当・障害児福祉手当

●特別障害者手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅の方に支給されます。

●障害児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。

●経過的福祉手当

20歳以上の従来の福祉手当受給者で、特別障害者手当及び障害基礎年金を受給できない方に支給されます。

※資格要件の制限

- ・施設に入所している、または病院に入院している。
- ・本人・扶養義務者の所得が一定額を超える。

◆手当額

- 特別障害者手当 26,260円/月
- 障害児福祉手当 14,280円/月
- 経過的福祉手当 14,280円/月

◆所得状況届について

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を引き続き受給するには、「所得状況届」の提出が必要です。

所得状況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に提出いただきますようお願いいたします。現在受給中の方には7月中旬に所得状況届を送付します。

①提出期間

8月12日(月)～9月10日(火)

②受付時間

8時30分～17時15分

③受付場所

南部町福祉事務所(健康管理センターすこやか内)

④提出書類等

○特別障害者手当

特別障害者手当所得状況届、年金・手当等の収入金額がわかるもの

○障害児福祉手当

障害児福祉手当所得状況届

○経過的福祉手当

特別障害者手当所得状況届、年金・手当等の収入金額がわかるもの

児童扶養手当

◆現況届について

児童扶養手当を引き続き受給するには、「児童扶養手当現況届」の提出が必要です。

現況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に提出いただきますようお願いいたします。

①提出期間

8月1日(木)～8月30日(金)

②受付時間

8時30分～17時15分

③受付場所

▽南部町福祉事務所(健康管理センターすこやか内)
 △町民生活課(天萬庁舎内)

④提出書類等

児童扶養手当現況届・児童扶養手当証書等(7月中旬に現在受給中の方には現況届の用紙を郵送します。)

特別児童扶養手当

●特別児童扶養手当

20歳未満で精神または身体に一定の障がいがある児童を養育している方
※資格要件の制限

- ・児童の障がいを理由に公的年金を受けている場合
- ・児童が児童福祉施設等に入所している場合
- ・所得が一定額を超える場合

重度障がい 50,400円/月
 中度障がい 33,570円/月

◆所得状況届について

特別児童扶養手当を引き続き受給するには、「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。

現況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に提出いただきますようお願いいたします。

①提出期間

8月12日(月)～9月10日(火)

②受付時間

8時30分～17時15分

③受付場所

南部町福祉事務所(健康管理センターすこやか内)

④提出書類等

特別児童扶養手当証書、申請時使用するの印鑑

